

長崎みなとメディカルセンター自動販売機設置場所貸付契約書(案)

地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下、「甲」という。)と〇〇社(以下、「乙」という。)
は、自動販売機の設置について、次の条項により機構資産の貸付契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、末尾記載の物件(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付ける。

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を自動販売機設置場所として使用しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(資産使用料)

第4条 資産使用料は、末尾記載のとおりとする。

- 2 資産使用料は、年度ごとに甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに支払わなければならない。
- 3 甲は、すでに納付された資産使用料を乙に返還しないものとする。

(電気料等の支払方法)

第5条 乙は、この契約に基づき設置した自動販売機には電気使用量を図る有効期限内の
メーターを設置するものとする。

- 2 甲は、前項のメーターにより、自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料金を算定するものとする。
- 3 乙は、前項の電気料金を、甲が発行する納入通知書に指定する期日までに甲に支払わなければならない。
- 4 当該施設の電源等から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置する事により施設の電源等の改修等が必要な場合の当該費用は、乙の負担とする。

(延滞金)

第6条 乙は、第4条及び前条の規定による使用料等を納入期限までに納入しないときは、
納入期限の翌日から納入した日までの期間について、年2.5パーセントの割合(年当たりの
割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した
額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を
切り捨てる。)を延滞金として甲に納入しなければならない。

(瑕疵担保)

第7条 乙は、この契約の締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、使用料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(自動販売機設置の基準等)

第8条 乙は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

- (1) 設置する自動販売機は環境負荷を低減した機種とする。
- (2) 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)等を遵守し、転倒防止対策を講ずること。
- (3) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情について迅速かつ丁寧に対応するとともに、故障時の連絡先を自動販売機本体に必ず明記すること。
- (4) 商品の補充、消費期限の確認、金銭管理など自動販売機の位維持管理について適切に行うこと。
- (5) 大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第9条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の各号に留意して行わなければならない。

- (1) 使用済みの容器の回収ボックスは、プラスチック製又は金属製都市、概ね70リットル以上のものを設置すること。なお、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき許可を得るなど適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。なお、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないように十分配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

(販売商品の種類等)

第10条 乙は、販売品については、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置する自動販売機の種類として食品自動販売機はパン、カップ麺等複数の食品が混在できるもの、清涼飲料水自動販売機は、缶、瓶等密閉容器封入の飲料が販売できるものを設置すること。(紙コップ飲料は販売不可とする。)
- (2) 酒類及びその類似品は販売しないこと。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

(売上報告書の提出)

第11条 乙は、貸付契約に係る自動販売機の売り上げ状況を、毎年度四半期ごとに取りま

とめ、当該四半期の最終月の翌月の10日までに、売上報告書として甲に提出しなければならない。

(使用状況の実地調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し又は乙に参考となるべき資料その他の報告を求めることが出来る。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第13条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(第三者への損害賠償の義務)

第14条 乙は、貸付物件を使用したことにより、第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰す事由によるものを除き、乙の責任において一切解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙は、甲に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第16条 乙は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 貸付物件を、自動販売機設置の目的以外で使用すること。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (4) 貸付物件周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、また威勢を示すことにより周辺の者に不安を覚えさせること。

(5) 反社会的勢力を使用すること。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず即時に、この契約を解除するものとする。

(1) 第15条の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 第16条第1号から5号までに掲げる行為を行ったとき。

(契約の失効)

第18条 天変地異により、貸付物件が使用できなくなり、又はこの契約を継続することが出来ない事態になったときは、この契約は直ちに失効する。

2 前項によりこの契約が失効した場合、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復)

第19条 乙は、貸付期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、乙は自己の責任において貸付物件を現状に回復したうえ、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、この限りでない。

2 乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、甲は、乙に代わってこれを施行し、その費用は乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、この契約を終了した場合において、この貸付物件の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額又は増加額の請求を行わないものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約の定めがない事項又はこの契約に関し疑義があるときは、甲・乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 (住所)長崎市新地町6番39号
(氏名)地方独立行政法人長崎市立病院機構
理事長 片峰 茂

①

乙 (住所)
(氏名)

①

末尾記載

貸付物件

物件番号	設置場所	設置面積	設置台数

使用料(令和6年4月1日～令和9年3月31日)

契約額	単年使用料
円	円

- (1) 契約書に定められた支払い額に消費税及び地方消費税を加えた金額を納付すること。
- (2) 資産使用料は機構の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付すること。